

経済対策臨時福祉給付金 支給診断チャート

平成28年度の市町村民税（均等割）が課税されていますか？

はい

いいえ

平成28年度の市町村民税（均等割）が課税されている方に扶養されていますか※？

※税法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色・白色事業専従者のことです。

はい

いいえ

生活保護を受けていますか？

はい

いいえ

支給対象ではありません。

経済対策臨時福祉給付金の支給対象となる可能性があります。